

2. 整備計画の検討に当たっての前提条件の整理

計画地における価値の継承のまとめ

- 現在の地割りを引き続き保存するが、敷地内の塀については過去の地割りがわかるように表示をするなど塀自体の撤去は可能。
- 建築物、樹林地については以下の通り。

【知事公舎】

建築物

- 外観保存
- 「御認証の間」は保存

樹林地

- 重要な景観として、当初の特徴が灌木の繁茂で見えにくい現状を改善すると共に、3区画の風趣を活かした樹木景観を創出

【古都買入地】

・新築建築物の建築可

【吉城園】

建築物

- 文化財指定されている部分は全て保存
- 主棟、茶室は外観保存
- 主棟、茶室の内部も基本的に保存
- 主棟の事務所等、文化財指定以外の部分は撤去、改築等は可

樹林地

- これまで同様に保存

- …既存施設の保存・活用
- …既存施設の様相を残す撤去
- …既存施設の撤去後、新設可
- …新設可

【松林】

樹林地

- 現状保存

【世尊院】

建築物

- 外観保存
- 内部も基本的に保存

樹林地

- 重要な景観として、保存樹に配慮し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- 駐車場のカエデを保存

【奈良学セミナーハウス】

建築物

- 撤去可
- 新築建築物の新設可

樹林地

- 重要な景観を保全し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出

【きんでん】

建築物

- 新築建築物の建築可
- 吉城園庭園からの眺望への配慮

樹林地

- 重要な景観として、現存する庭石、水景、築山の保全を中心に、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- シダレザクラ(正真木)を保存

【副知事公舎】

建築物

- 外観の様相を残す(特に南側ファサード)
- 和風住宅に洋間を設けた建築様式は保存
- 民地境界への配慮

樹林地

- 南側庭園と建物の位置関係は保存
- 重要な景観として、保存樹に配慮し、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- 南側庭園及び玄関前のクロマツ(正真木)を保存
- 東側民地境界のウバメガシ(生け垣)を保存

【旧青少年会館】

建築物

- 外観の様相を残す
- 和風住宅に洋館を設けた建築様式は保存
- 活用可能な部材を積極的に活用
- 建物の向きは継承
- 敷地内での建物位置の変更は可

樹林地

- 重要な景観として、保存樹に配慮しつつ、樹木景観を創出

【古都買入地】

建築物

- 新築建築物の建築可
- 地割りの保存
- 民地境界への配慮
- 吉城園庭園からの眺望への配慮
- 南側園路からの眺望への配慮

樹林地

- 重要な景観として、今の風情を活かしつつ、樹木景観を創出
- 継承されてきた地形を保存
- ヒマラヤスギ(正真木)を保存

3. 当初計画

1. 当初計画概要

■ 施設概要

交流機能

- ・レストラン
- ・アーカイブ施設
- ・多目的空間
- ・吉城園

宿泊機能

- ・宿泊施設(約50~70㎡)

■ 配置図



3. 当初計画

2. ご意見

奈良公園地区整備検討委員会・部会、日本イコモスから いただいた意見

奈良公園地区整備検討委員会・部会

(当初計画の意見)

H29,4,10 検討部会

- ・ 既存建物の価値を着実に保存管理・活用するためにも、整備内容をより詳細に検討する必要がある。
- ・ 基本的なコンセプトは十分に整理されていると思うので、**都市公園と利用促進とのバランスが重要**。価値の保存だけでなく、活用する上で機能として変化していくところもあるので、価値の保存と活用の両面を前提に検討する必要がある。

H29,4,12 検討委員会

- ・ 名勝としての価値の保存と活用、都市公園としての公開性の担保を踏まえ、敷地全体の整備内容をチェック、ブラッシュアップしていけるよう、検討委員会及び部会で議論するプロセスを今後も継続する必要がある。
- ・ 宿泊施設の公開性の担保には工夫の余地がある。

H30,2,8 日本イコモス

- ・ 土地の借料などの収益は、奈良公園の保存・維持・管理に直接役立つ特別会計として運用するなど、制度的な枠組みをつくることを提案
- ・ **都市公園の便益施設であるので、一般公園利用者にも一定の公開ができるよう、手段や方法を示すことを希望**
- ・ 歴史的建造物・庭園・樹木を、適切に保存・整備されることによって、事業計画全体の価値がより高まるという観点にたって、事業を慎重に進められることを希望
- ・ 文化財専門家による指導、県文化財保存課を含めた庁内体制を整備した上で、文化財の保護、世界遺産及びバッファークーンの保全、都市公園の適正な管理等についての責任を果たすことを希望

4. 計画変更内容

1. 変更の主旨

詳細な検討を加えた結果、以下の2つの観点から変更をするもの

1. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

→ 残すべき名勝の価値は保存・保全しつつ、敷地内の全体のボリューム感を抑え、静寂な空間を確保

2. 都市公園奈良公園の利用者の満足度を向上させる利用の観点からの変更

→ 名勝への影響がない範囲で利用者の利便性に配慮し、公開性を向上

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

- | | |
|--|----------|
| ① 知事公舎保存活用計画
(外観と公邸部洋館の内観を保存、公邸部和館の空間を保全する配慮) | 14～16ページ |
| ② 敷地内の建物のボリューム感を抑制
(面影を保全する配慮) | 17～22ページ |
| ③ 静寂ゾーンをまとめる (面影を保全する配慮) | 23～26ページ |

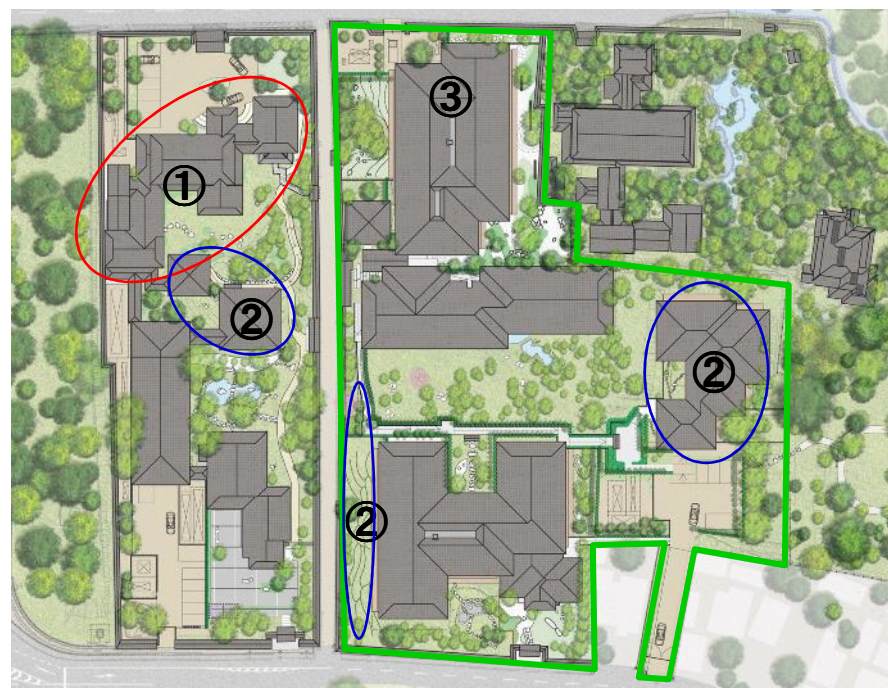
4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

当初



変更



4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

① 知事公舎がもつ文化財的価値を継承し、後世に伝えるべく「知事公舎保存活用計画」を策定

- ・ 御認証の間の歴史性を保存
- ・ 耐熱性、耐水性、耐久性を要求される厨房機能を知事公舎外部に増築することにより外観・内部を保存
- ・ 内部空間の持つ雄大さのほか、衣紋掛け、欄間などの部材による歴史性に配慮するなど、保存に十分軸足を置いた整備・活用を実施
- ・ 能舞台の新設をやめ、建物と庭の関係を保存
- ・ 公邸部和館は板間にするものの、元々の間取りが分かるように明示することや、床の間を保存することで、和の空間を保全

4. 計画変更内容

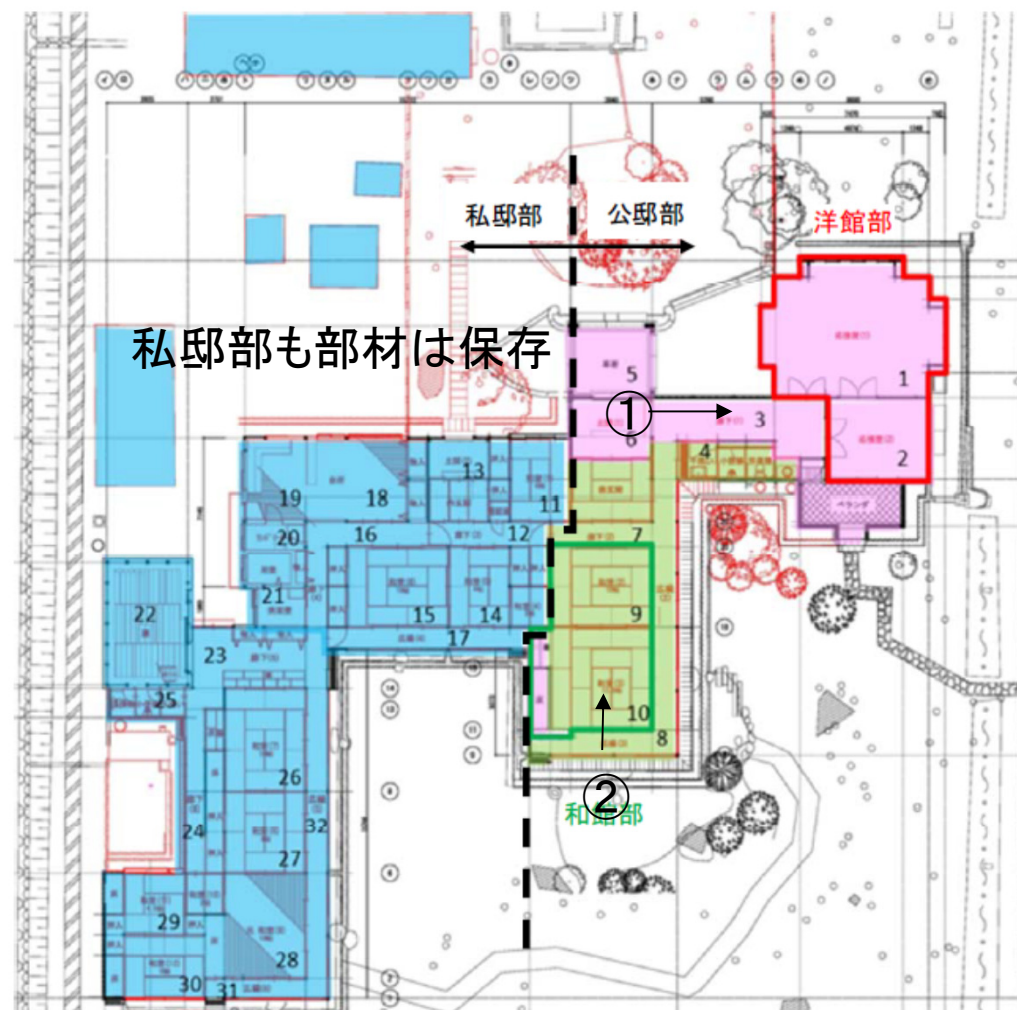
2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

①知事公舎保存活用計画

公邸洋館部 : 全て保存部分

公邸和館部ほか : 保存部分、保全部分

私邸部 : その他部分



視点場① 玄関から御認証の間



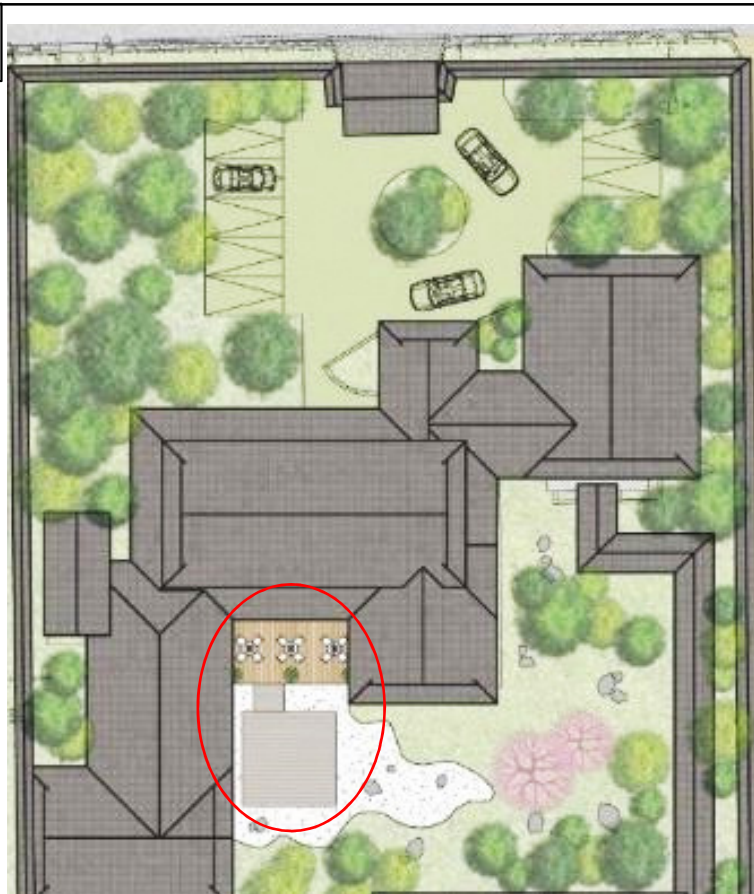
視点場② 大広間

4. 計画変更内容

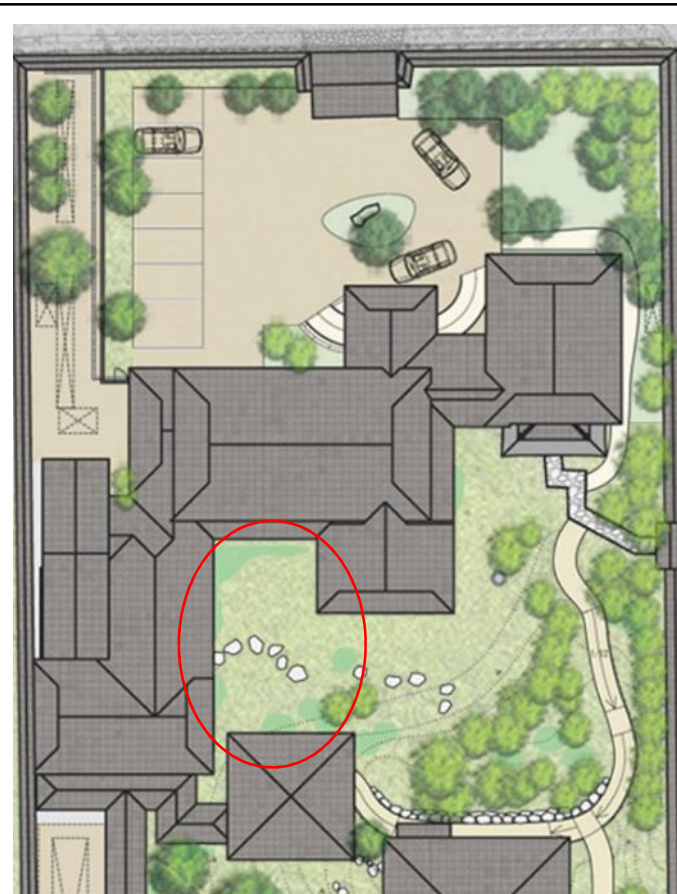
2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

①知事公舎保存活用計画

当初



変更



当初計画では、知事公舎の庭園の一部に能舞台を新設。

能舞台の新設をやめ、建物と庭の関係を保存。

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

- ② 庭と建物の持つ往時の面影を保全するよう、建物形状を変更するとともに、敷地内の建物のボリューム感を抑制
- ・ 建築物の、高さを抑えるとともに、建物も分節するなどの工夫を実施。
 - ・ 一部の建物では、連結する渡り廊下をなくすことにより、圧迫感をなくし、通りからの景観にも配慮。

4. 計画変更内容

2. 名勝奈良公園の価値を向上させる保存・保全の観点からの変更

図面 ②ボリューム感を抑制

建物形状の調整を行いボリューム感を抑える

